ふじみ野市子育てのための施設等 利用給付認定(新1号認定)について

ふじみ野市に住民票があり、無償化対象施設(未移行幼稚園)を利用する<u>全ての方にご提出いただく申請のご案内です。すでに他市区町村で認定を受けている子どももふじみ野市に転入した場合は、新たに申請が必要です。</u>

ふじみ野市でご利用いただける無償化対象施設は下表のとおりです。なお、市外の施設は施設 所在地の自治体にお問い合わせください。

施設名	電話番号	住所			
なみき幼稚園	049-266-7700	ふじみ野市大井 661-5			
文京学院大学 ふじみ野幼稚園	049-262-3806	ふじみ野市亀久保 1196			
香取幼稚園	049-261-0614	ふじみ野市上福岡 3-1-18			
香取第二幼稚園	049-263-0642	ふじみ野市清見 3-7-5			
ながみや幼稚園	049-261-6219	ふじみ野市滝 1-4-1			

- ※新双葉幼稚園は令和7年度より新制度幼稚園に移行
- ※みほの幼稚園は令和8年度より新制度幼稚園に移行

上記2園をご希望の方は「ふじみ野市教育認定(1号認定)子どもに係る支給認定について」のご 案内をご覧ください。

<u>1. 申請が必要な方</u>

- ①ふじみ野市に在住している新規入園予定の子ども
- ②ふじみ野市に転入し、現在利用中の施設に継続して通園する子ども
- ※預かり保育の利用料一部無償化(新2号認定)を同時に申請する方も新1号認定の申請を する必要があります。
- ※預かり保育の利用料一部無償化(新2号認定)については、別途、新2号認定の申請手続きが必要です。詳細は、別紙「ふじみ野市子育てのための施設等利用給付認定(新2・3号認定)について」をご覧ください。

2. 無償化対象となる各種費用について

施設利用料(保育料+入園料(月額換算))を対象とし、月額25,700円を上限に無償化されます。また、以下の「副食費免除の条件について」に該当する方は、月額4,900円(変更となる場合があります)を上限に副食費(給食のおかず代等)が免除されます。

【注意事項】

- ・月額 25,700 円を超える施設利用料との差額については自己負担となりますので、施設からの指示に従いお支払いください。
- ・通園送迎費、主食費、副食費(免除対象者を除く)、行事費等の実費徴収分は、無償化の対

象外です。

- ・無償化の対象期間(新1号認定の有効期間)は、満3歳児から小学校就学前の年度末までです。
- ・副食費の徴収及び返還方法は、施設により異なります。

【副食費免除の条件について】

副食費免除対象者は、次のいずれかの条件に該当する方です。

- 生活保護受給世帯
- 両親の市民税所得割額が、77,101円未満の世帯 ※1
- 市民税非課税世帯
- 保護者が里親である世帯
- 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者
- 同一世帯において小学校3年以下のきょうだいから数えて第3子以降の子ども ※2

※1 市民税所得割額の考え方

- ・市民税所得割額は、「市民税・県民税課税証明書」や「給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」等の市民税(県民税部分は除く)の所得割額欄の金額からご確認いただけます。算定の基準となる市民税所得割額の計算には、住宅ローン控除、寄付金控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除は適用されません。
- ・父母(ひとり親世帯の場合は父又は母)が市民税非課税の場合は、同じ住所に同居している方の市民税課税額が算定に含まれます。
- ・所得割額の参照年度は毎年9月に切り替わります。

令和8年						令和9年					
4月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月
令和7年度市民税所得割額により算定			令和8年度市民税所得割額により算定								
(令和6年中の収入で算定)		(令和7年中の収入で算定)									

※2 対象となる小学校就学前子ども

保育園、幼稚園(プレ幼稚園を除く)、認定こども園、地域型保育事業所に入所している児童又は特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設、企業主導型保育事業所、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援の対象事業を利用している子どもを指します。申請時には、在園証明書の提出が必要です。

3. 申請方法・申請期限

下記「4.申請に必要な書類」に記載された書類を、入園内定施設が指定する日までに当該施設へご提出ください。

- ※施設によっては、直接ふじみ野市へ提出するよう指示されることもありますので、施設へ 事前にご確認ください。
- ※ふじみ野市へ直接持参する場合は、ふじみ野市役所本庁舎 2 階保育課又は大井総合支所の市民総合窓口課福祉窓口係にご提出ください。
- ※市へ提出する際の期限は、令和8年4月1日入園の方は令和7年12月19日(金)までです。

4月2日以降に入園する方や転入する方は、入園月の前月末日(休日の場合は直前の平日開庁日)までにご提出ください。

4. 申請に必要な書類

(1) 提出必須書類

□ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

※申請が必要な子ども1人につき1部ずつ提出してください。記入の際は「記入例」を ご参照ください。

(2) 要件に該当する方のみご提出いただく書類 ※副食費免除判定のために使用します。

(2) 安件に該当りる力ののこ徒山い	ただく音類 公副長貨光体刊足のだめに使用します。
要件	ご提出いただく書類
【令和8年4月から8月入園】 保護者及び同居の方が、令和7年1 月1日時点にふじみ野市に住民票が ない場合	□ 個人番号 (マイナンバー) 提供書 ※提出の際、次のどちらかを確認します。 □マイナンバーカード □申請者本人であることが確認できるもの(免許証等顔写真付き証明証)及び本人個人番号通知書又は個人番号記載の住民票
※世帯分離している場合も同居に含む	※海外に住所があった場合は、令和6年中の海外での収入(総支給額及び控除額)がわかるのもの(勤務先が発行する給与の支払い証明書)をご提出ください(原本及び日本語訳したもの)。
【令和8年9月から令和9年3月入園】 保護者及び同居の方が、令和8年1 月1日にふじみ野市に住民票がない 場合 ※世帯分離している場合も同居に含む	 □ 個人番号 (マイナンバー) 提供書 ※提出時の確認書類 上記参照 ※海外に住所があった場合は、令和7年中の海外での収入(総支給額及び控除額)がわかるのもの(勤務先が発行する給与の支払い証明書)をご提出ください(原本及び日本語訳したもの)。
ひとり親世帯	次のどちらかをご提出ください。 ロ ひとり親家庭等医療費受給者証の写し ロ 戸籍謄本の写し(最新のもので3か月以内に発行されたもの)
離婚調停中 ※配偶者と別住所にあること	□ 離婚調停中であることを証明する書類 (家庭裁判所からの呼び出し状の写し、事件係属証明 書等)
生活保護受給者世帯	□ 生活保護受給者証(全体)の写し
保護者が里親である世帯又は小規模 住宅型児童養育事業(ファミリーホ ーム)を行う者	□ 保護者が里親であること又は小規模住宅型児童養育 事業者であることを証明する書類 (児童委託証明書、その他の養育関係にあることを 証する書類)

兄弟姉妹が企業主導型保育施設、療 育施設等に入所している若しくは入 **口 在園証明書**(兄弟姉妹用) 所が決定した世帯

- ※添付書類の提出がない場合は、副食費免除判定の対象外になります。なお、施設利用料(保 育料+入園料(月額換算))の無償化には影響ありません。
- ※確定申告又は住民税申告が未申告の場合、副食費免除の判定ができないため、必ず申告を行 ってください。

【施設(園)を経由して個人番号(マイナンバー)提供書を提出するときの注意点】

ご自身で用意した封筒に申請する子どもの名前と生年月日を記載し、上表の確認書類(マイ ナンバーカード若しくは申請者本人であることが確認できるもの(免許証等顔写真付き証明証) 及び本人個人番号通知書又は個人番号記載の住民票)の写しを同封してください。

5. 提出済申請書の内容に変更があった場合

申請書提出後に以下の事由が発生した場合は、速やかにその旨を利用予定の施設及びふじみ 野市保育課へご連絡ください。

- 転出をした時(転出先の市区町村で再度申請が必要です。)
- 世帯状況(離婚、結婚、単身赴任等)や同居人の状況が変わる時
- 保護者及び同じ住所に同居している方の課税状況が変わった時
- 生活保護の受給を開始した時
- 退園する時
- 兄弟姉妹が企業主導型保育施設の療育施設等に入所が決定した時
- ※事由の発生により、副食費免除対象の判定結果が変更となる場合があります。
- ※事由の内容によっては、新1号認定が無効になる場合がありますので、事前にご相談くだ さい。

6. 預かり保育の利用料一部無償化について

保育を必要とする世帯は、別途申請を行うことで預かり保育の利用料が一部無償化となる場 合があります。詳細は、別紙「ふじみ野市子育てのための施設等利用給付認定(新2・3号認定) について」をお読みいただき、本申請書と併せて申請書類をご提出ください。

《お問い合わせ》

ふじみ野市役所 こども・元気健康部 保育課 ふじみ野市福岡1-1-1 電話 049-262-9035



注意